

## 公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年6月24日

静岡県知事 鈴木 康友

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和8年度[第38-W1790-01号] 御前崎港長期構想検討委員会運営業務委託業務委託

#### (2) 業務目的

本業務は、港湾関係機関や学識者等からなる「御前崎港長期構想検討委員会（仮称）」の委員会運営を行うとともに、当該委員会での議論や別途発注予定業務「令和8年度[第38-W1790-01号]御前崎港長期構想検討調査業務委託」（以下、「別途発注業務」という）における調査結果等を踏まえ、御前崎港における概ね20年後を見据えた長期構想の策定を支援するものである。

#### (3) 履行期限

令和9年3月19日限り

#### (4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、14,817,000円（消費税込み）とする。

### 2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けているものであること。

(3) 以下に示す、同種又は類似業務について、平成28年4月以降に完了した実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）

- ・同種業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、重要港湾以上の長期構想の策定に係る委員会運営に関する業務の実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）

- ・類似業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、港湾の長期構想の策定に係る委員会運営に関する業務の実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）

(4) 以下に示す、アかつイを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。また、管理技術者とは別にアを満たす照査技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行ない、担当技術者としての評価はしないものとする。

ア 以下に示すいずれかの資格を有する者

- ・ 技術士（「建設部門：港湾及び空港」又は「総合技術監理部門：建設－港湾及び空港」）
- ・ R C C M（港湾及び空港部門）
- ・ 土木学会が認定した特別上級土木技術者（「流域・都市」、「交通」又は「調査・計画」）

- ・ 土木学会が認定した上級土木技術者（「流域・都市」、「交通」、「調査・計画」又は「海岸・海洋」）
  - ・ 土木学会が認定した1級土木技術者（「流域・都市」、「交通」、「調査・計画」又は「海岸・海洋」）
  - ・ 大学又は高等専門学校卒業後港湾及び空港業務の経験が20年以上の者で長期構想策定業務等における管理技術者の実績を有する者
  - ・ 高等学校又は専修学校卒業後港湾及び空港業務の経験が25年以上の者で長期構想策定業務等における管理技術者の実績を有する者
- （土木学会認定技術者は平成22年度迄の特別上級技術者、上級技術者、1級技術者も含む）

イ 以下に示す、同種又は類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成28年4月1日から参加表明書提出日までに完了している業務経験を有する者

- ・ 同種業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、重要港湾以上の長期構想の策定に係る委員会運営に関する業務の実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）
  - ・ 類似業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、港湾の長期構想の策定に係る委員会運営に関する業務の実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）
- (5) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

#### (1) 配布期間

令和8年6月24日（水）の午前9時から令和8年7月7日（火）の午後5時まで

#### (2) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（PPI）

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県交通基盤部ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」

<URL

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/rakusatsuhoshiki/1028623.html>

>

に掲載する。

### 4 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

#### (1) 提出期間

令和8年6月24日（水）から令和8年7月8日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

#### (2) 提出先

〒420-8614

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課港湾計画班

TEL：054-221-3056 FAX：054-221-2389

E-mail：kouwan\_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

#### (3) 提出方法

上記提出先まで持参若しくは郵送にて提出すること。

## 5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」の評価を行い、評価の上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和8年7月10日（金）までに通知する。

## 6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和8年7月10日（金）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和8年7月17日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年7月21日（月）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す交通基盤部港湾局港湾企画課港湾計画班まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

## 7 契約予定者を特定するための基準

- (1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。
  - ア 配置予定技術者の技術者資格、業務経験、CPD、当該地域の業務経験及び手持ちの業務量
  - イ 企業の業務成績、優良業務委託表彰、ISOの取組、地理的条件、災害協定、地域貢献活動及び雇用実績
  - ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性
  - エ 上記評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。
- (2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和8年7月23日（木）までに通知する。

## 8 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和8年7月23日（木）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和8年7月30日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年7月31日（金）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す交通基盤部港湾局港湾企画課港湾計画班まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

## 9 その他

- (1) 詳細は、「令和8年度[第38-W1790-01号]御前崎港長期構想検討委員会運営業務委託業務説明書」による。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による

ものとする。

- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課港湾計画班（電話番号 054-221-3056）とする。なお、技術的な事項に関する照会窓口も同様とする。